

指定通所介護・総合事業通所介護

デイサービスセンター ひまわり

# 指定通所介護

## 重要事項説明書

施行日 平成14年 4月 1日  
改正 令和 6年 6月 1日

社会福祉法人本荘久寿会



### (運営方針)

当施設は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

- サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとする。
- 施設の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## 1. 事業主体名

設置主体名	社会福祉法人本荘久寿会
運営主体名	社会福祉法人本荘久寿会
代表者名	理事長 佐藤 大
所在地	秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地
他の主な事業	指定介護老人福祉施設事業（平成14年4月1日から運営開始） 指定短期入所生活介護事業（平成14年4月1日から運営開始） 軽費老人ホーム事業（ケアハウス）（平成14年4月1日から運営開始） 介護老人保健施設事業（平成7年11月16日から運営開始） 居宅介護支援事業（平成12年4月1日から運営開始） 訪問リハビリテーション（平成15年5月1日から運営開始） 認知症対応型共同生活介護（平成15年7月15日から運営開始） 居宅介護支援事業（平成15年10月1日から運営開始） 介護予防通所介護（平成18年5月1日から運営開始） 認知症対応型共同生活介護（平成22年12月1日から運営開始） 指定介護老人福祉施設事業（平成26年5月1日から運営開始）

## 2. 施設の概要

施設名	デイサービスセンター ひまわり
施設種別	指定通所介護・総合事業通所介護
事業所番号	0572507218
管理者	大川 晃
開設年月日	平成14年4月1日
所在地	秋田県由利本荘市西目町海士剥字御月森1番地
電話番号	0184-32-1133 FAX 0184-32-1136

### 3. 事業所の職員体制

職 種	従事する主なサービスの種類・業務	人 員
管 理 者	事業所の総括管理	1名（兼務）
生 活 相 談 員	通所介護計画の作成、利用調整、苦情処理業務	2名以上（兼務）
管 理 栄 養 士	献立作成と栄養管理	1名（兼 務）
看 護 職 員	利用者の健康管理	1名以上（兼務）
介 護 職 員	利用者の日常生活介助全般	3名以上（兼務）
機能訓練指導員	日常生活動作訓練等	1名（看護職員兼務）
送 迎 員	利用者の送迎及び介助補助業務	2名以上（兼務）

### 4. 営業日・営業時間及び休日

営 業 日	毎週日曜日及び年始の3日間を除く毎日
営 業 時 間	午前9時15分～午後4時20分

### 5. サービス利用料

○ 通所介護計画によるサービス提供時間 7時間以上8時間未満

(1) 通所介護サービス利用料金（1日につき）

1割負担		2割負担		3割負担	
要介護 1 …	658円	要介護 1 … 1,	316円	要介護 1 … 1,	974円
要介護 2 …	777円	要介護 2 … 1,	554円	要介護 2 … 2,	331円
要介護 3 …	900円	要介護 3 … 1,	800円	要介護 3 … 2,	700円
要介護 4 … 1,	023円	要介護 4 … 2,	046円	要介護 4 … 3,	069円
要介護 5 … 1,	148円	要介護 5 … 2,	296円	要介護 5 … 3,	444円
サービス提供体制強化加算 I	22円	サービス提供体制強化加算 I	44円	サービス提供体制強化加算 I	66円

(2) 総合事業通所介護サービス利用料金（1月につき）

要支援 1 …	436円	(1～4回/月)	(2割負担	872円・3割負担	1,308円)
事業対象者含む	1,798円	(5回以上/月)	(2割負担	3,596円・3割負担	5,394円)
サービス提供体制強化加算 I	1	88円	(2割負担	176円・3割負担	264円)
要支援 2 …	447円	(1～8回/月)	(2割負担	894円・3割負担	1,341円)
	3,621円	(9回以上/月)	(2割負担	7,242円・3割負担	10,863円)
サービス提供体制強化加算 I	2	176円	(2割負担	352円・3割負担	528円)

(3) 入浴介助加算 I（総合事業を除く）40円（2割負担 80円・3割負担 120円）

(4) 介護職員等処遇改善加算 I ※1ヶ月の総単位数に9.2%を乗じた単位数

(5) 食費負担金 500円

(6) その他の利用料（全額自己負担）

・教養娯楽費 実 費 ・日用品費（利用者の希望によるもの） 実 費

・お む つ 代（施設の物を使用時） 実 費 ※原則として必要分を持参していただきます

## 6. 社会福祉法人等による利用者負担減額制度

運営規定第13条（社会福祉法人等による利用者負担減額制度）の定めにより同制度の適正運用を図るものとする。

【軽減の対象者】運営規定別紙1による。

【申請手続き】軽減を受けようとする利用者は保険者に対し軽減対象確認申請を行い、軽減の対象者と決定された場合、保険者から「確認証」が交付される。

【軽減の程度】利用者負担の1/4（老人福祉年金を受給している者は1/2）を原則とし、全額の免除は行わない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の事情を勘案し保険者から特に認められる場合はこの限りでない

## 7. 当事業所の基本方針

- (1) 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、通所介護サービスに努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、生活環境に応じて、利用者及び家族等の同意を得て作成された居宅サービス計画に基づく通所介護サービス計画により、適切で効果的なサービスを利用できるように配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者等の同意を得てサービスを提供することに努めます。

## 8. 個人情報保護

従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報の取り扱いについては、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規程に基づき取り扱うものとする。

## 9. 相談・要望・苦情等の窓口

当該事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等につきましては、事務所窓口までお申し出下さい。又苦情等につきましては、下記窓口でも受付致します。

【施設における苦情受付】（受付時間は、午前9時～午後4時まで）

◇苦情解決責任者 管理者 大川 晃

◇苦情受付窓口 担当 生活相談員 大川 晃

電 話 0184-32-1133 FAX 0184-32-1136

【第三者委員】（施設に直接話しにくい場合など、中立、公平な立場より苦情に対応します）

◇弁 護 士 塚 本 祐 文（塚本法律事務所）

電 話 0184-22-3321

◇委 員 猪 股 健 一 電 話 0184-29-2232

◇委 員 高 橋 金 一 電 話 0184-33-2494

◇委 員 高 橋 美 貴 子 電 話 090-7932-0260

◇委 員 齋 藤 久 子 電 話 0184-24-3464

【行政機関等苦情受付窓口】

◇秋田県福祉サービス相談支援センター 電 話 018-864-2726 FAX 018-864-2742

◇秋田県国民健康保険団体連合会 電 話 018-883-1550 FAX 018-883-1551

◇本荘由利広域市町村圏組合 電 話 0184-24-3347 FAX 0184-24-3359

◇由利本荘市西目総合支所 福祉保健課 電 話 0184-32-4620 FAX 0184-33-4189

## 10. 緊急時における対応方法

緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族に緊急連絡をするとともに速やかに主治医やかかり付け医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡するなど、必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

### 11. 利用上の留意点

#### 【賠償責任】

指定通所介護・総合事業通所介護のサービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、利用者・施設双方で協議することとする。

### 12. 非常災害対策、衛生管理等

施設は、火災、地震等の災害に備え、その防止と利用者の安全を守るため、次の各号を実施し、万全を期さなければならない。

- (1) 消火器、屋内消火栓、防火用具、非常口、避難場所、貯水槽、警報機等災害防止と避難に関する設備を常に整備しておくこと。
- (2) 屋内配線、機械室、厨房設備等出火の原因となる箇所を随時点検すること。
- (3) 火気取扱責任者は、炊事、暖房、電気器具、喫煙等の火気を取り締まること。

#### (業務継続計画の策定)

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 2 施設における感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね六月に一回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

### 1 3. 身体拘束廃止について

施設は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (1) 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (5) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### 1 4. 虐待防止について

施設は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 当事業所者または居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 1 5. プライバシーに配慮した介助について

職員は入浴・排泄等の目的を十分に理解し、利用者の心理的負担に配慮した介助を行ないます。入浴・排泄等の介助について、同性介助の意向が確認された場合には、できる限り意向に沿った介助を行ないます。同性介助が人員体制上困難な場合には、利用者へ十分な説明を行い了承していただいたうえで介助させていただきます。

### 1 6. 利用者及び家族等の禁止行為について

利用者及び家族等は他の利用者及び職員に対して、一般的にハラスメントとみなされる言動はお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

### 1 7. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	② なし		

### 1 8. 身元保証人および連帯保証人について

当契約において身元保証人及び連帯保証人を定めることとします。（契約書 第12条・第13条に定める）

令和 年 月 日

【説明欄】

私は、本重要事項説明書について、本人及び契約者（身元保証人）に説明し、交付いたしました。

生活相談員氏名 ⑩

事業者 住所 秋田県由利本荘市西目町海士剥字御月森1番地

事業者名 社会福祉法人本荘久寿会

理事長 佐藤 大 ⑩

事業所名 指定通所介護・総合事業通所介護  
デイサービスセンターひまわり

管理者 大川 晃 ⑩

【説明確認・同意欄】

私及び契約者（身元保証人）は、本書面に基づいて職員（生活相談員）から上記重要事項の説明を受け、同意し本書面を受領しました。）

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 ⑩

契約者 住所  
(身元保証人) 氏名 ⑩  
続柄

私は、本重要事項説明書に基づいて説明を受け、連帯保証人としての責任について理解いたしました。

連帯保証人 住所  
氏名 ⑩  
続柄